

名 称		小野牟田池北地区地区計画			
位 置		直方市大字感田			
面 積		約5.7ha			
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の 区 分	地区の 名 称	A地区	B地区
			地区の 面 積	約3.5ha	約2.2ha
		建築物等の用途 の制限		次の各号の一に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3. 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)図書館その他これらに類するもの 4. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6. 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律[昭和二十三年法律第百二十二号]第二条第六項第一号に該当する営業に係るものを除く。) 7. 診療所 8. 病院 9. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 10. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第百三十条の五の二で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、百五十平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 11. 自動車庫で、床面積の合計が三百平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 12. 巡査出張所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第百三条の四で定めるもの 13. 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第百三十条の五の五で定めるものを除く)	
		壁面の位置の 制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は3m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上とする。
		かき又はさくの構造の制限		出入口を除き敷地周囲に幅員1.5m以上の植樹帯を設ける。	—